

総務常任委員会会議録

[平成21年 9月14日開催]

南あわじ市議会

総務常任委員会会議録

日 時 平成21年 9月14日
午前10時00分 開会
午後 1時34分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（8名）

委 員 長	木 曾 弘 美
副 委 員 長	出 田 裕 重
委 員	武 田 昌 起
委 員	原 口 育 大
委 員	島 田 貞 洋
委 員	乙 井 勝 次
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	長 船 吉 博
議 長	森 田 宏 昭

欠席委員（1名）

委 員	吉 田 良 子
-----	---------

欠 員（1名）

委 員	楠 直 茂
-----	-------

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	湊 本 幸 男
次 長	前 田 和 義
課 長	阿 閉 裕 美
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
-----	---------

副市長	川野四朗
市長公室長	田村 覺
総務部長	南 幸正
財務部長	岡田昌史
市民生活部長	堀川雅清
健康福祉部長	喜田憲康
産業振興部長	神田一彦
農業振興部長	木場徹
都市整備部長	野田博
教育部長	奥村智司
市長公室次長	中田眞一郎
総務部次長兼 選挙管理委員会書記長	入谷修司
財務部次長	土井本環
農業振興部次長	奥野満也
会計管理者次長兼会計課長	高川欣士
緑総合窓口センター所長	長尾重信
西淡総合窓口センター所長	濱田勝美
三原総合窓口センター所長	榎本芳史
南淡総合窓口センター所長	林 光一
次長兼監査委員事務局長	高見雅文
市長公室課長	田村愛子
総務部防災課長	松下良卓
総務部情報課長	富永文博
ケーブルネットワーク淡路所長	土肥一広
財務部財政課長	神代充
財務部管財課長	堤 省司

II. 会議に付した事件

1. 付託案件	4
① 議案第67号 平成21年度南あわじ市一般会計補正予算（第3号）	16
② 議案第72号 財産の無償貸付について	41
③ 請願第4号 請願書「取り調べの可視化などを内容とする刑事訴訟法の改正を求める件」	4
2. 閉会中の所管事務調査の申し出について	47
3. その他	48

III. 会議録

総務常任委員会

平成21年 9月14日(月)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 1時34分)

○木曾弘美委員長 皆さん、おはようございます。

本日、総務常任委員会が召集されましたところ、多数ご出席をいただきましてありがとうございます。

残暑は厳しいながらも、朝夕は初秋の涼しさを感じるところでございます。出席委員は7名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

執行部、あいさつよろしく願いいたします。

市長。

○市長(中田勝久) おはようございます。

きょうは、総務常任委員会に付託をお願いした案件をご審査願うわけでございますが、それぞれ内容につきまして、適切妥当なご決定をお願いいたしたいと思っております。

実は、きょう、この後南あわじ市の共同募金の委員会がございまして、私とその支部長ということになっておりますので、大変申しわけないんですが、この後欠席をさせていただきます。

共同募金の関係の今わかっているところでは、年間1,000万円余り、皆さん方のとうい寄附で、それを社会福祉協議会を主にいろいろ活動費用として使わせていただいております。ただ、ここ3年ほどの流れを見てみますと、やはり世の中の景気の動向なりが大きく影響しているところもあるのかなど。大きな減額にはなっておりませんが、やはり数パーセントずつ毎年募金額が減少してきているというところでございます。

また、先生方にもいろいろ募金について、いつもご協力賜っていますことを厚くお礼申し上げます。どうぞこの付託案件、適切妥当なご決定をお願い申し上げまして、冒頭のごあいさつにかえたいと思っております。どうも、ご苦労さまでございます。

1. 付託案件

- ③ 請願第4号 請願書「取り調べの可視化などを内容とする刑事訴訟法の改正を求める件」

○木曾弘美委員長 ありがとうございます。

佃総務課長、吉田委員につきましては、欠席の連絡がありましたので、ご報告しておきます。

ただいまから、第27回定例会において、当委員会に付託されました議案について審査を行います。

まず、請願1件が当委員会に付託されており、説明のための会議規則第130条の規定により、紹介議員の森上祐治議員及び地方自治法第109条第6項の規定により、参考人として請願書提出者兵庫県弁護士会より副会長荻野淳様に出席を求めています。よって、次第の順序を変更し、請願の審査を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 木曾弘美委員長 異議がございませんので、請願第4号、請願書「取り調べの可視化などを内容とする刑事訴訟法の改正を求める件」についてを議題といたします。
暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時04分)

(再開 午前10時05分)

- 木曾弘美委員長 請願書提出の兵庫県弁護士会より、副会長の荻野淳様に出席を求めています。
再開します。
紹介議員より再度の趣旨説明を求めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 木曾弘美委員長 異議がございませんので、趣旨説明を求めます。
森上議員。

- 森上祐治議員 請願書の朗読をもって趣旨説明に入らせていただきます。

請願書、平成21年9月1日南あわじ市議会議長森田宏昭様、請願団体、兵庫県弁護士会、住所、神戸市中央区橘通り1-4-3、会長、春名一典、紹介議員、森上祐治。

第1、件名「取り調べの可視化などを内容とする刑事訴訟法の改正を求める件」

第2、請願の趣旨、本年5月21日から、裁判員制度が導入され、裁判に国民感覚が反映されるようになることが期待されています。裁判員となった国民が審理の過程で自白の任意性と信用性の判断に迷うことが懸念されており、実際の裁判で争点となることも多いことから、捜査機関の取り調べのあり方の見直しが求められています。

こうした状況の中、検察庁、警察庁は、取り調べの一部録画を試行し、警察庁は取り調べ状況を監督する部門の創設など、取り調べの適正化に向けた一定の対策を打ち出しました。しかしながら、適正な取り調べをより一層確保する必要があること等、被疑者取り調べの録画、録音による、いわゆる可視化についての議論が行われている現状に鑑み、取り調べのあり方を根本的に見直すことが必要です。

よって、地方自治法第99条の規定により、国の関係機関へ別紙のとおり、録画、録音による刑事事件の取り調べの全過程の可視化などを内容とする刑事訴訟法の改正を早急に行えるよう、要望する意見書を提出していただきますよう要請いたします。

第3、請願の事項、地方自治法第99条の規定により、国の関係機関へ別紙のとおり、録画、録音による刑事事件の取り調べの全過程の可視化などを内容とする刑事訴訟法の改正を早急に行われるよう要望する意見書を提出していただくこと。提出先は、ごらんのとおりであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○木曾弘美委員長 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 裁判員での裁判が始まったわけですが、始まってみていろいろ報道とかかかっていますが、以前に比べて変わった点とか、よくなったと思われる点、またはマイナス面とか、何か気づかれたりとか思われることがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○木曾弘美委員長 荻野さん。

○兵庫県弁護士会副会長（荻野 淳） 兵庫県弁護士会の副会長をしております荻野と申します。よろしく願いいたします。

先日、兵庫県でも第1号の事件がございました。裁判員裁判が実際に行われたわけなんですけれども、先日の事件は、いわゆる情状事件と言いますか、自白事件と言いますか、事実には争いのない事件で、量刑、刑の重さの部分が一番大事な事件ということになりました。

実際、私全部ではないんですが、二日目に少し傍聴を実際にいたしまして、いろいろ見せていただいたんですけれども、裁判員の方から通常の裁判官の裁判ですと、わりとこういう要素があるこういう要素があると、形式的に量の刑の重さを決めていくことが多いんですが、先日の裁判のときには、裁判員の方がいろいろ質問をされまして、反省をしてい

るということを言われたときに、じゃ実際どういうふうに反省をしているのかとか、これから自分を立ち直っていくために、どういうふうにしていくつもりなのかとか、かなり踏み込んだ質問をされていて、それは従来の刑事裁判とは違って、やはり市民の方が入られることによって、審理が充実してきているのかなという印象を持ちました。

また、最終的な判決としても、懲役3年執行猶予4年で保護観察付きという実は判決だったんですが、この保護観察付きというのが、私たち法の専門家からすると、普通は付けないものなんですけれども、これは実を言いますと、懲役3年というのは、本来は刑務所で懲役3年の刑を受けなければいけないんだけど、執行猶予4年というのは、4年間実際に刑務所に行くのは猶予されて、社会の中でまじめに生活をしていれば刑務所に行かなくて済むという制度なんですけど、そこに保護観察という制度を付けますと、保護司さんとか保護観察官の監督が4年間つきます。

ですから、実際に反省しているかどうか、きちんとまじめに生活しているかどうかというのを監督するという制度を付けているんですが、その点で、やはり被告人の人がちゃんと反省して立ち直っていけるかどうかというところまで配慮をして保護観察を付けたというのが、市民の方のご判断だということで、なかなかそういう点で市民の方が入ることによって、裁判がより充実したものになってきているのかなという点では、非常によい傾向が出ているのではないかなという印象を持っております。

以上です。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 導入されたわけですけども、導入される前は裁判員の方が一般市民が量刑を課すというか、どこかで刑までということまで自分の意思で示すこと自体がすごく苦痛でないかと、プロはプロというか、そういう裁判官に任せた方がいいんじゃないかみたいな意見もあったように思うんですけども、もう始まったので、今ある制度を今度はどういうふうによりよい方向に持っていくかということが一番の問題だとは思いますが、その量刑を課すことが市民に対してすごく負担になるんでないかというふうな部分については、何かご意見はお持ちじゃないですか。

○木曾弘美委員長 荻野さん。

○兵庫県弁護士会副会長（荻野 淳） 量刑に関しては、今原口先生が言われたようないろんなご意見も当然ありまして、特に死刑を課すかどうかということの問題になるような重大な犯罪については、市民の方に過大な負担をおかけするのではないかという議論も当然あります。まだ今そういう事件が実際に裁判員裁判として兵庫県では行われて

おりませんけれども、今後その点は十分検討していく必要があると思います。裁判員裁判自身は、3年後の見直しという規定も入っておりますので、今後はそういうことを経験した上で、一定の改革をするということは十分予定されておりますので、それは今後の議論を進めていくことによって改善をしていくということが大事だと思っております。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 今聞かせてもらったのは、そういう後から継承というか、取り調べの過程でここに心配されているようなことがあったときに、裁判員が間違っただけで判断をしてしまったとかいうことになる、取り調べとの関係で後で後悔しても遅いなという部分があると思っただけで、そういう意味では録画を全過程を可視化するというのはよいことだと思うんですけども、今一部録画を試行してありますけれども、今現状はどういうふうな試行の方法、どういふことを検察庁ですか、警視庁ですか、試行されておるんでしょうか。

○木曾弘美委員長 荻野さん。

○兵庫県弁護士会副会長（荻野 淳） 今現実に一番初めはまず検察庁が一部録画を始めました。それから、警察がそれに追随する形で始まっておりますけれども、今行われている一部録画というのは、すべての事件というわけではなくて、一部の重大な事件について一部だけの録画なんです。一部だけと言いますのは、捜査をしている捜査の最初から最後までを録画しているわけではなくて、自白を仮にした場合だと、自白をして起訴する直前の段階で1回だけ録画をするんです。あなたは、いついつ自白をしているけれども、これで間違いはないですねということをもた別機に録画をするという形の録画がされています。

ですから、実際に私がやりましたと言った部分は撮られてないんですね。そうではなくて、一番最後にそれで間違いなかったですねという部分だけが撮られているということですので、ほとんど余り撮った意味がない。自白をしたときに無理な取り調べがなかったかどうかということも直接録画していればわかるわけなんですけれども、それができていないということで、弁護士会としては、ほとんど意味がない録画ではないかというふうに考えております。

以上です。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうしたら、全過程を録画するとなったら、その捜査というのは、今

警察とか検察とかという形でそれぞれがやったような説明だったんですけれども、この全過程というのは、どこがそういうことを責任を持って録画をされて、その編集はしないかもしれませんけれども、そういう録画したものをやはり保管して公開してということが必要だと思うんですけれども、そこら辺は所管と言いますか、どこが主体性を持ってやっているのでしょうか。

○木曾弘美委員長 荻野さん。

○兵庫県弁護士会副会長（荻野 淳） 仮に検察庁、検事さんの調べのときは、検事さんが録画をするわけですが、今も実際に例えば神戸地方検察庁の中には録画する部屋があります。そこで最初から最後まで録画をして、その後はそれは一切当然編集等は加えずに、それで間違いないという形で、ちょっと今細かな手続を正確には言えないんですが、責任を持って保管をするという形になっています。当然、後からまた変えたりすることができないような形で保管をされるということになります。

以上です。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑ございませんか。

島田委員。

○島田貞洋委員 この請願書の中に別紙のとおりというのがあるんですが、その別紙というのは、この黄色い冊子とこの黒い冊子ということでもいいのでしょうか。

○木曾弘美委員長 森上議員。

○森上祐治議員 別紙のとおりと指されているのは、多分、委員各位に2枚目の意見書のサンプルを配付していただいていると思います。それを参考にして、こういう趣旨の意見書を上げていただきたいということだろうと私は解釈しております。

○木曾弘美委員長 この後、配付する予定で、している。

島田委員。

○島田貞洋委員 ということは、同時に配付されておったものは、これはただの日本弁護士連合会の考え方ということで、これは何も関係ないのでしょうか。

○木曾弘美委員長 森上委員。

○森上祐治議員　　私も紹介議員として請願書を受け取ったときに、この2部の資料を添付していただいております。これは非常にこの審議をするのに大事なことなので、折り返し弁護士会に事務局から電話していただいて、もしもこの審議に間に合うのであれば、全委員に送っていただきたいということをお願いしましたら、早速送ってくださってましたので、これは直接この審議そのものには関係ございませんで、あくまで参考資料ということでご理解いただきたいと思います。

○木曾弘美委員長　　島田委員。

○島田貞洋委員　　参考の資料ということですが、この黒い方のやつは文書の責任がどこにあるかわからない文書であるのと、この黄色の方は日本弁護士連合会という発行は入っておるんですが、黄色の方の中と黒いのと、この表になっている部分、各国がどうのこうのと、各国がどういう対応をしているかという若干の表現の違いがあるんです。できれば、この黒いやつは参考にならんのかなというふうな気はしておるんですが、紹介議員としてはどうですか。国別の表現では、この表現の仕方が若干違うんです。

○木曾弘美委員長　　森上議員。

○森上祐治議員　　これは私にはちょっと手に負えませんので、説明委員の方で説明していただきます。

○木曾弘美委員長　　荻野さん。

○兵庫県弁護士会副会長（荻野 淳）　　ご説明いたします。

これは二つ資料が付いておるんですけれども、この黄色い方の資料が、現段階で一番新しい資料になります。黒のは少し前のものですので、弁護士会で調査に行ったりはしておるんですけれども、それに関して情報が新しくなって、より正確に書かれているのは、この黄色の方だというふうにご理解をしていただければと思います。

○木曾弘美委員長　　島田委員。

○島田貞洋委員　　その黄色の冊子の中で、Q4の6ページですか、この反対意見はあるのですかというところの中で、そのQ1の下の方ですが、審議者が真実を話さなくなる、治安が悪化するという主張があると。これは治安が悪化したという報告は全くありません

という表現になっておるんですが、これは弁護士さんとしてはゼロという意味なのか。私も冤罪が1件でもないことは、希望したいところですけども、この辺の文章の見解はどうなのかと思ひまして。

○木曾弘美委員長 荻野さん。

○兵庫県弁護士会副会長（荻野 淳） お答えします。

現段階で日本弁護士連合会で各地、各国にいろいろ調査に行ったりしておると。その中で弁護士会として各国の捜査の監督者の方ですとか、あるいは各国の弁護士会のところからご意見を伺ったときに、今言ったような治安が悪化するとか、可視化をしたことによってそういうことが生じたというふうなご意見を聞いたことがないと、そういう意味になります。

○木曾弘美委員長 島田委員。

○島田貞洋委員 例えば、交通違反をしても捕まったことがないというふうなものに近いのかなという気はするんですが、もうお答えは結構です。ありがとうございます。終わります。

○木曾弘美委員長 ほかに、長船委員。

○長船吉博委員 私、まだ取り調べを受けたことはないんですけども、やはりテレビドラマで見るように、そういう厳しい取り調べが、まだまだ今現実に行われておるんでしょうか。

○木曾弘美委員長 荻野さん。

○兵庫県弁護士会副会長（荻野 淳） いろんなケースがあると思います。警察の方なり検察官の方が、職務に熱心でまじめにお仕事をされているということは間違いないと思うんですが、当然、職務熱心の余りに若干行き過ぎるケースが絶対ないということはないんだろうというふうに私自身実際に刑事弁護の仕事もしておりますので、経験としてはそういうふうに思います。

現実問題として最近ですと、足利事件とかがございましたけれども、あれも完全に実際はやっていないということが明確な方だったんですが、それは現段階でわかったことですけども、当時調べの中で自白をさせられてしまっているケースですとか、また皆さん地

方議会の議員の先生方だと一番関係してくるのは、鹿児島県の志布志の選挙違反の事件がございましたけれども、あれなどは警察の方で大体こういうことだろうということで、初めに大体の当たりをつけると言いますか、ストーリーをつくってしまって、そこに無理やり合わせるような形の調べをしてしまって、多くの方が調べがきつくてついついやっていないことまでやりましたというふうなことを言わされてしまったというケースは、現実的には起こっております。

ですから、全くないというわけではなくて、やはり一定数はどうしても起こってしまう。どうしても人間がやることですので、間違いを起こすことも当然ございますし、あるいは先ほど申し上げたように、職務熱心の余りだとは思いますが、行き過ぎた形もある。あるいは、捜査の担当の方が、まず間違いはないだろうと思込んでしまわれて、実は間違っていたというケースもないわけではないということですので、一定数はどうしても存在すると、私自身も実際に刑事弁護をしております、それは私が弁護をした被疑者なり被告人の主観も入るかもしれませんが、かなり厳しく調べられてちょっとまいてしまったというふうなことは、よく聞くことがあります。調べの中で、やさしく喋っているだけではなかなか調べにならないこともあるかと思いますが、逆に調べが行き過ぎるケースというのは、やはり一定数存在しているのではないかというふうに考えられます。

以上です。

○木曾弘美委員長 長船委員。

○長船吉博委員 僕も本当に知らんのですけれども、この検察とか警察とかいうのは、非常に閉鎖的な部分が多いですね。その中でやはりこういう可視化が必要だというふうなことだと思うんですけれども、この検察、警察、一部録音をやっておるといっても、その中で仲間意識というのは非常に強い、これは現実にそうなんですか。

○木曾弘美委員長 荻野さん。

○兵庫県弁護士会副会長（荻野 淳） その調べをしている部屋というのは、小さな密室なんですね。そうしますと、そこにいるのは警察の調べの場合だと警察の関係者の方だけ、検察の調べの場合だと当然検察官と検察事務官と、検察関係の人だけがいる場所で、あとは被疑者なり被告人がいるだけということになります。

そうしますと、実際に行き過ぎた取り調べがなされていたケースであったとしても、あるいはそういう事情が疑うケースで、裁判でその点が争われたときでも、全くほぼすべてのケースで捜査担当の方は、そういう違法な行為はしておりませんと言われる。被疑者なり被告人は、いや私はそういうことを受けましたと、全く証拠がないところで、ずっと言

い合いだけになってしまうということは、裁判ではよく起こることなんですけれども、そのときに幾つかの裁判の例で、当然、後から裁判官のご判断で密室の中での取り調べに行き過ぎがあったというようなご判断をされるケースがあるんですが、そういう場合でも、まずほとんど捜査担当者は、そういうことはございませんでしたという証言をされているということが現実としてあるということでございます。

○木曾弘美委員長 長船委員。

○長船吉博委員 もし私が被疑者であれば、望むのはやはり弁護士を立ち会いで調べる。それが僕は理想だと思うんですね、海外でよくやっておる。
今なぜこの可視化を求めるのか。弁護士の立ち会いを求めないのか。ここら辺はどうなんでしょう。

○木曾弘美委員長 荻野さん。

○兵庫県弁護士会副会長（荻野 淳） 日本弁護士連合会等でいろいろ主張しているのは、可視化という言葉で申し上げているんですけれども、これは広い意味で言えば、当然テープとか録画をするというだけではなくて、弁護士の立ち会いも含めた意味で調べております。

○木曾弘美委員長 ほかに、出田委員。

○出田裕重委員 パンフレットを見ていると、大体中身はわかるんですが、そもそもこういうパンフレットをつくられて、2003年に弁護士連合会からの提言も出されて、何が一体これを進まなくさせているんですか。わかりやすく感触として、なぜこれが実現できないのか。

○木曾弘美委員長 荻野さん。

○兵庫県弁護士会副会長（荻野 淳） やはり捜査を担当されている方としては、警察なり検察の立場としては、できるだけそういう可視化はよくないというふうに考えておられるということだと思います。

やはり調べをしている側のお立場としては、どういうふうな調べを進め方とか、そういう点については秘密にしておきたいというお気持ちがあるのかなというふうに思われます。

○木曾弘美委員長 出田委員。

○出田裕重委員 ということは、警察庁なり法務省は、そんなことはしないという立場で現状もおられるということなんですね。

○木曾弘美委員長 荻野さん。

○兵庫県弁護士会副会長（荻野 淳） ということを当然、警察なり検察の方は言われてきていたわけですが、なかなかそれだけでは済まないという状況に、客観的にそういうことだけで物事が進むという状態ではないということを警察なり検察も理解をされて、とりあえずまず一部の可視化を行われるようになったんだと思います。

それが、具体的にどういうことかと申しますと、一つは先ほども申し上げましたように、調べ室の中で、例えば暴力があったとか、あるいはすごい大きな声でずっと喋って机をどンドン叩いて、普通の人怖くてしょうがないような状態になるというようなことがあったかどうかということについて、従来から裁判官で行われていた裁判のときでも、争いになって、その中身がよくわからないものですから、言い合いになるでしょう。裁判官もその判断に非常に困難を来すというケースはたくさんあったんです。

例えば、裁判が大分かかるんじゃないかというご批判がよくなされることがあるんですが、10年以上かかったリクルートの江副さんの事件なんかは、まさにそれだけのために10年間裁判をやっていました。10年以上裁判をやっていたというケースがあります。

ことしから始まりました裁判員裁判が始まったんですが、裁判員裁判というのは市民の方にご協力をいただきますので、ある程度集中した期間で行う必要があります。3日なり5日なりで終わらせようとするときに、そういうことで争いをしているという時間的余裕は全くないんですね。また、そういう非常に困難な判断を市民の方にお願ひするということは、もし間違った判断を市民の方がしてしまったときに、市民の方に非常にご迷惑をかけることにもなります。当然、被疑者、被告人も間違った判断されたら困るわけですが、そういうことを考えますと、従来から警察なり検察へ言われているようなことを、そのまま推し進めていくことは、やはり難しいのではないかと。裁判員裁判を成功させるためには、市民の方に参加していただく以上は、可視化をしていく必要があるのではないかと客観的な状況になっています。

あと、それから諸外国の例等も調査したところによりますと、これは日弁連の意見になりますが、例えばイギリスなどではもうそういうふうになっておりますし、アジアの国でもほかの国はどんどんそういう方向に来ているという状態、それから実際に警察の方、可視化がなされている国の警察の方にご意見伺いますと、初期のころは、やはり例えばイギリスとかそういう国でも、警察の方は反対の方が多かったんですね。調べが十分できなく

なるんじゃないかということで反対の方が多かったんです。

ただ、実際やってみると、やった方がよかったという意見が、実は警察なりのそういう捜査を担当する方もどうも多いようで、それはなぜそうなるかということなんですけれども、一つ人間というのは、意外と録音とか録画されていることはすぐ忘れてしまったりしてしまって、意外とちゃんと話すということと、もう一つは、調べの最中に私は暴力を受けたんですと。本当に受けていてそういう人もいるんですが、当然受けてもいないのに言いわけと言う人も被疑者なり犯罪を犯したと疑われて捜査されている人の中には、実は一定数いるんですね。そういう無用な争いと言いますか、そういうものが逆に防止できる。全部録画されていけば、殴ったか殴っていないか、大声を出したか出していないか、全部客観的に明らかなものですから、そういうつまらない言いわけというのはできなくなります。

そういうこともあって、警察なりの方も録音してよかったという意見が多いというふう
に日弁連の調査では明らかになっております。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○木曾弘美委員長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時35分)

(再開 午前10時36分)

○木曾弘美委員長 再開いたします。
これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木曾弘美委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
請願第4号、請願書「取り調べの可視化などの内容とする刑事訴訟法の改正を求める
件」を採決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○木曾弘美委員長 挙手多数です。

よって、請願第4号は採択すべきものと決しました。

採択すべきものと決した請願第4号について、当委員会で意見書を提出の発委を行うことについてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木曾弘美委員長 異議がございませんので、発委を行うこととします。

意見書案及び提出先については、後刻検討します。

次に、議案の審査に当たり、提案の説明についてお諮りいたします。

執行部より提案理由の説明を求めることについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木曾弘美委員長 異議がございませんので、提案理由の説明を求めことにします。

① 議案第67号 平成21年度南あわじ市一般会計補正予算(第3号)

○木曾弘美委員長 まず、議案第67号、平成21年度南あわじ市一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財務部長。

○財務部長(岡田昌史) それでは、議案第67号、平成21年度南あわじ市一般会計補正予算(第3号)の提案理由のご説明を申し上げます。

この補正予算につきましては、臨時職員及び緊急雇用対策事業の賃金等の追加、障害者福祉、児童福祉、福祉医療費の過年度国庫県補助金の清算に伴う返納金、5月可決の国の補正予算にかかる子育て応援特別手当、離職者に対する住宅手当等に伴う必要経費の追加、リサイクルセンター及びバイオマス利活用施設の維持管理費の追加、道路新設改良費の追加及びあわじ人形会館建設基金の積立金の追加等が主な内容でございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入、歳出予算の総額に、歳入、歳出それぞれ1億4,371万4,000円を追加いたしまして、歳入、歳出予算の総額を248億5,594万1,000円とするものでございます。

次に、第2表、地方債補正でございます。5ページをお願いいたします。

限度額の総額を880万円追加し、24億3,420万円とするものでございます。起債の目的、起債の方法、利率、償還の方法は、この表のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により説明を行います。8ページをお願いいたします。

歳入でございます。12款使用料及び手数料、1項使用料、放課後児童健全育成事業利用料24万8,000円を追加し、4億5,131万3,000円とするものでございます。

次に13款国庫支出金、1項国庫負担金227万円を追加し、8億813万6,000円とするものでございます。過年度児童手当負担金215万8,000円の追加が主なものでございます。

次に2項国庫補助金5,880万4,000円を追加し、13億7,425万1,000円とするものでございます。子育て応援特別手当事業補助金4,887万8,000円の追加が主なものでございます。

次に9ページをお願いいたします。

14款県支出金、1項県負担金214万1,000円を追加し、5億8,226万5,000円とするものでございます。過年度児童手当負担金208万5,000円の追加が主なものでございます。

次に2項県補助金2,426万5,000円を追加し、10億3,992万8,000円とするものでございます。各種医療費助成事業補助金549万円、産地競争力強化総合対策事業補助金625万円、海岸漂着物地域対策推進事業補助金348万6,000円の追加が主なものでございます。

3項委託金450万4,000円を減額し、2億6,307万3,000円とするものでございます。松くい虫航空防除事業委託金415万1,000円の減額が主なものでございます。

次に17款繰入金、1項特別会計繰入金、老人保健特別会計繰入金1,088万2,000円を追加し、9,680万1,000円とするものでございます。

次に11ページをお願いいたします。

18款繰越金、1項繰越金3,894万4,000円を追加し、3億1,577万7,000円とするものでございます。前年度繰越金の追加でございます。

次に19款諸収入、5項雑入186万4,000円を追加し、4億5,572万7,000円とするものでございます。長寿社会づくりソフト事業交付金130万円の追加が主なものでございます。

次に20款市債、1項市債880万円を追加し、24億3,420万円とするものでございます。土木債770万円の追加が主なものでございます。

続きまして、歳出でございます。12ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費408万9,000円を追加し、19億7,801万6,0

00円とするものでございます。主なものとしまして、臨時職員賃金140万円の追加、訴訟弁護士委託料136万5,000円の追加が主なものでございます。

次に2項徴税費955万9,000円を追加し、2億4,452万5,000円とするものでございます。県電子自治体推進協議会負担金397万5,000円の追加、過年度還付金500万円の追加が主なものでございます。

次に13ページをお願いいたします。

4項選挙費21万円を減額し、1億2,045万2,000円とするものでございます。県知事選挙の選挙費の減額でございます。

次に3款民生費、1項社会福祉費1,373万4,000を追加し、31億6,632万3,000円とするものでございます。障害者福祉費の過年度国庫県補助金の清算に伴う返納金715万7,000円の追加、特別養護老人ホーム調査委託料540万円の追加が主なものでございます。

14ページをお願いいたします。

2項児童福祉費5,232万9,000円を追加し、20億8,643万9,000円とするものでございます。子育て応援特別手当4,608万円及び事務費の追加が主なものでございます。

15ページ願います。

3項生活保護費504万円を追加し、4億4,050万1,000円とするものでございます。離職者に対する住宅手当の追加でございます。4款衛生費、1項保健衛生費569万8,000円を追加し、8億4,841万1,000円とするものでございます。女性特有のがん検診推進事業に伴う経費の追加と、疾病対策費として新型インフルエンザ対策経費の追加が主なものでございます。

2項清掃費1,058万6,000円を追加し、9億6,296万2,000円とするものでございます。リサイクルセンターの維持管理経費の追加が主なものでございます。また10月1日より粗大ごみ受け入れに対する地元環境整備としての予算措置を講じております。

17ページ、5款労働費、1項失業対策費309万3,000円を追加し、6,225万円とするものでございます。緊急雇用創出事業補助金を活用し、新たに雇用の場を供給するための必要経費の追加でございます。

次に6款農林水産業費、1項農業費1,810万2,000円を追加し、20億6,236万6,000円とするものでございます。バイオマス利活用施設指定管理料970万円の追加、産地競争力強化総合対策事業補助金625万円の追加が主なものでございます。

18ページをお願いいたします。

2項林業費159万3,000円を追加し、7,374万4,000円とするものでございます。松くい虫対策事業費の減額及び林道維持管理工事費410万円の追加が主なもの

でございます。

次に8款土木費、2項道路橋梁費810万円を追加し、8億1,448万円とするものでございます。まちづくり交付金事業の追加によるものでございます。

4項港湾費348万6,000円を追加し、6,613万円とするものでございます。海岸漂着物地域対策推進事業の追加でございます。

次に9款消防費、1項消防費、防災資機材備品購入費71万円を追加し、8億2,376万4,000円とするものでございます。

次に20ページ、10款教育費、1項教育総務費212万1,000円を追加し、9億4,902万7,000円とするものでございます。各種委員報酬及び臨時職員賃金等の追加でございます。

次に2項小学校費20万円を追加し、4億3,335万6,000円とするものでございます。運動プログラム実践推進事業にかかる経費でございます。3項中学校費20万円を追加し、3億3,991万8,000円とするものでございます。兵庫学力向上推進プロジェクト事業にかかる経費でございます。

次に5項社会教育費342万2,000円を追加し、6億5,825万6,000円とするものでございます。わんぱく子供映画祭経費などの追加でございます。

次に22ページ、13款諸支出金、1項基金費186万2,000円を追加し、7億5,384万4,000円とするものでございます。淡路人形会館建設基金積立金の追加でございます。

次に23ページから24ページには、給与費明細書を付けておりますので、ごらんおき願いたいと思います。

以上、議案第67号、平成21年度南あわじ市一般会計補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。慎重、ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○木曾弘美委員長 提案理由の説明が終わりました。

審査の途中であります。暫時休憩といたします。

再開は11時からといたします。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時00分)

○木曾弘美委員長 再開いたします。

これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

まず歳入について質疑ございませんか。ページは11ページまでです。

原口委員。

○原口育大委員 歳入で今政権が変わって、国の補正予算の執行停止とかいろいろ話題になっておるんですけども、今回の歳入の中で国の補正予算に絡んでいる部分の具体的なものは、どれとどれになりますか。

○木曾弘美委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 民主党が凍結と言っておりますのが、主に46の基金事業というふうに新聞紙上にも載っております。基金にかかるものとしては、9ページの中で2項の県補助金の2目民生費県補助金の2節の地域子育て創生事業補助金、これは安心子供基金にかかるものでございます。

それから、次の労働費の補助金の中で、緊急雇用創出事業補助金が、基金事業、それから、下から二つ目の海岸漂着物地域対策事業補助金も、ちょっとはつきりはこちらの方では把握はできていないんですけども、恐らく基金にかかるものであろうというふうに思います。

基金事業にかかるものは以上であると把握をしております。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 その辺の執行停止とかいろいろ言われている分については、今回審査をして、交付決定というのは、もらっているからここへ上がっているのかなと思うんですけども、そこら辺は後で実行できなくなるとかというような心配はあるのでしょうか。

○木曾弘美委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 細かく交付決定までもらっているかどうかについては、私の方では把握はしていないんですけども、それはそれぞれの担当課に一度聞いてみたいというふうには思っております。

執行停止、交付決定がなくなるというようなことがあるかどうかということですけども、これについても今後の民主党の出方と言いますか、考え方によらざるを得ないというふうに思います。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○木曾弘美委員長 質疑がございませんので、次に歳出に移ります。

款2、総務費から、款13、諸支出金までの歳出全般についての質疑に入ります。ページは12ページから22ページまでです。

質疑ございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 12ページの県電子自治体推進協議会負担金というのが、結構大きいお金だと思うんですけども、南あわじ市の窓口での電子自治体とかというふうなことで毎年多少の進展はしていきよるんでしょうかね。何か余り電子自治体というような感じを受けないんですけども、このところでこういうことが、この電子自治体推進協議会に負担して、実現していったというふうなことはあるんですか。

○木曾弘美委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（堀川雅清） これの補助金、負担金につきましては、法人市民税、償却資産税、個人の給与支払い報告書、年金の支払い書、こういったものを、ことしの12月から電子申告で受付できるということの負担金で初期費用と利用料を397万5,000円を計上しております。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 今の電子化できて、市民の利便性ということでは上がると思うんですけども、今言われたやつは、市民が市のホームページとかから、そういう申請ができるようになっていくということですか。

○木曾弘美委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（堀川雅清） 議員、イータックスはご存じだと思うんですけども、住民税はエルタックスと言いまして、今の12月の段階では、そういう電子申告は今のところはできないんですけども、今後将来的にはそういう申告できるようになっていくと思っております。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 イータックスとかのときに、登録するのに自分の身分というか、きちんとしないといけないと思うんですけども、その辺は住基カードとかも別途あるわけですけども、そういうのがいろいろあり過ぎてややこしいような気がするんですけども、そういう部分は利用しやすいような方向で、何か個人に対してのIDとかいうものについては、整理されるようなことになっているんですか。

○木曾弘美委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（堀川雅清） 今のところは、そういったことはちょっと考えてないんですけども、要はイータックスのように住民基本台帳に認証を受けて申告できるようにしたい。そういう方向になっていくと思っております。

○木曾弘美委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 17ページのバイオマスの利活用をもって、管理料を970万円しているんですけども、これにつきましては、いろいろ負担金の未納問題等々あり、現実的には約1万5,000円でできるという目途が付いたというような形の中で、指定管理料を出す以上は、今までの負担金はやはり完全に入れていただくというような形をとらなければいけないんじゃないのかと、今のそれについての現状はどうなっているのか。

○木曾弘美委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） まず、事業の負担金の分でございますけれども、これについては、約束手形を預かっております。実際、その1万5,000円の問題が解決した折には、それを先を追って清算するという事になっております。

今までの試験結果でございますけれども、昨年4月から止まっておりまして、9月の補正をいただきまして、昨年10月から試験的なことを実施いたしました。その結果ですけれども、3分の1に絞り込むんだと、絞り込むことによってガスの燃焼温度、例えば賀集でございますと、750を580度にするんだと。なおかつ北阿万では540度を480度にするんだというようなことの結果から、今現在、直接的経費1トンを脱水して炭にするまでの人件費でありましたり、またそのガス代であります光熱費等によりまして、1万5,000円で可能になっております。

それに基づきまして、次に3月に補正をいただきまして、4施設の機能アップというよ

うなことで5,500万円つけていただきました。それでもって、今改良についての事業を実施しております。

結論から言いますと、もう1万5,000円には直接経費はなりますよと、なおかつ残ってありました負担金につきましては、これに基づいてお支払い願うことができるということでございます。

○木曾弘美委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 ということは、970万円の使途というのは、それはどのような形で運用されていくんですか。

○木曾弘美委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 970万円につきまして、先ほど直接的経費につきましては、実際やっていますガス代とか人件費等はかかっていますということなんですけれども、そのほかフォークリフトの点検代費がいりまじたり、また各施設におきますダイオキシンの分析がいります。これにつきましても、4施設でおおむね120万円かかってくると。そのほか、各種施設の点検費、これが1施設約73万円程度かかります。そこらの経費であったり、当然各施設可動しておりますと、修理等も出てきます。それらの修理も含めまして、970万円4施設についてかかるというようなことでございます。

○木曾弘美委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 今、説明が次長からあったんですけども、今後これ以外に急遽そういうふうな形で施設の指定管理料とか、そんなのをこれを見ていただきたいというような要望があったときの対応というのは、どう考えておるんですか。

○木曾弘美委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 今回のその間接的経費ですけども、これについてはじゃ来年度はどうかと言いますと、当然、修繕とかいうようなことがかかってきます。当然、毎年どこかが故障したり云々というようなことがございます。そこらは、またかかってくるというふうな認識を持っております。

○木曾弘美委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 とりあえず負担金未納ということで、その件についてかなり論議をしてきたので、今手形をいただいておりますというようなことですが、これを機会にきちんと清算してするように、早くけりをつけていただきたいということをちょっと希望しておきたいと思います。

○木曾弘美委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 鋭意努力させていただきます。

○木曾弘美委員長 長船委員。

○長船吉博委員 12ページの一般管理費の訴訟弁護士委託料、これは西宮競輪のやつですか。

○木曾弘美委員長 総務部長。

○総務部長（南 幸正） これにつきましては、旧緑地区の倭文における民営地と私道の境界確定正規の訴訟にかかる委託料でございます。

○木曾弘美委員長 長船委員。

○長船吉博委員 これはもう結果は出たんですか。

○木曾弘美委員長 総務部長。

○総務部長（南 幸正） 勝訴で出ています。

○木曾弘美委員長 長船委員。

○長船吉博委員 先ほどのバイオマスの件なんですけれども、次長は1万5,000円でできるようになった暁には、手形が決済できますよというふうに言われたんですけれども、手形というのは約束手形というのは日にちが決まっておるわけなので、その日にちがいつなんでしょう。

○木曾弘美委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 当初は5月末でございました。それをまた書きかえを
させていただきます、11月末になっております。

○木曾弘美委員長 長船委員。

○長船吉博委員 ということは、もう書きかえはないということで確認しておいてよろ
しいでしょうか。

○木曾弘美委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） はい、今のこの我々のやってきた実験のデータに基づ
いて行えないというふうに思っております。確信しております。

○木曾弘美委員長 長船委員。

○長船吉博委員 これは相手あつての確信であつて、一方的な考え方ではぐあい悪いの
で、やはり相手もご理解していただけているのでしょうか。

○木曾弘美委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（木場 徹） 実は、商協さんからの文書をいただいております、そ
ういう今長船委員が心配されておるような項目につきまして、文書でいただいております
ので、必ずこれは実行されるものと我々考えております。

○木曾弘美委員長 長船委員。

○長船吉博委員 皆さんもご存じだと思うんですけども、機械というのは新しいうち
は非常に機密性とかいろいろな能力がいいわけです。それが、やはり年数、脱水するそう
いう部分が磨耗、劣化そういうようなことが生じてくるわけです。その1万5,000円
で何年可動できるのか。そこらの点が、非常にまだ未知数なんですよね。

ですから、やはりこれは継続して1万5,000円でできないかんとというのが、商協
さんの望んでいる、また私たち議員、皆多分担当している課の人たちも望んでいる部分だ
と思うんですけども、そこらの考え方、憶測、どのようになっているのかお聞かせ願え

ますでしょうか。

○木曾弘美委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 当時、昨年ですけれども、10月にブタンが高騰したというようなことで、まず燃料費が、ブタンがキロ当たり140円しておりました。140円しておりまして、その当時の推移の中で1万5,000円にするんだというようなことで、今現在、140円単価にしてトン当たり1万4,402円となっております。

今現在、実際ブタンというのは100円です。100円ですので、1万2,179円で今入っています。いつまで続くんだというようなことでございますけれども、これについてもブタンが燃料費が安定してずっと推移していただければ、このまま我々も自信を持っていきますということなんですけれども、例えば、それが140円を超えるようなことになれば、なかなか厳しいことになってきます。

○木曾弘美委員長 長船委員。

○長船吉博委員 この脱水機の対応年数といたら何年ですか。

○木曾弘美委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 対応年数は、おおむね大体機械ですと5年から8年ということになっています。

しかし、先ほど議員も言われたように、その量的なものとか、そういうものによって消耗も変わってこようかと思っております。

○木曾弘美委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今聞いたところによれば、ブタンが140円から今100円と、費用が1万2,170円、1万5,000円には余裕があるので、何とか1万5,000円以内でいけると私も思っております。できるだけ商協さんに多大なる迷惑をかけておりますので、また今後、商協さんとよく話し合いをもって、この事業をうまく達成できるように要望しておきます。

続いてよろしいでしょうか。

○木曾弘美委員長 はい、長船委員。

○長船吉博委員 20ページ、学校等適正規模及び学校施設検討委員会、この学校等適正規模、これは学校の縮小等も考えたものなのでしょうか。合併とか。

○木曾弘美委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） これにつきましては、昨今、学校の適正規模はどうかとかいうふうな議会等からの質問もございますし、また庁舎等検討委員会の答申の中にも学校でありますとか、中央公民館でありますとか、図書館でありますとか、そこら辺の施設について検討しろというような答申もいただいております。

そういうふうな中で、学校の適正規模、それから社会教育とかのいろんな施設についてこれからの方向付けみたいなものを検討していただくというような委員会でございます。

○木曾弘美委員長 長船委員。

○長船吉博委員 これは、今何回ぐらい開催したのか。また、委員の数、委員の方々の名前等はわかればお聞かせ願いたいのですが。

○木曾弘美委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 第1回目の会議を9月7日だったと思うんですが、開催いたしました。それで委員の数でございますが、14名でございます。それで、年内には3回か4回程度開催いたしまして、一定なある程度の方向付けをいただきまして、そのときにまた次どうするかというような判断をさせていただきたいと、このように考えております。

○長船吉博委員 委員の方々の名前等は。

○木曾弘美委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 委員の方々は、自治会の会長でありますとか、体育協会の会長でありますとか、そういうふうな各種団体の会長を主に、あと学校の小学校長、中学校長の代表の方、またはPTAの代表の方等々で14名で構成しております。

○木曾弘美委員長 長船委員。

○長船吉博委員　　まあ言えば充て職みたいな感じに思われるんですけども、非常に今将来、やはりこの財政難に伴う何らかの措置をしないといかんというふうに思いますので、できるだけ明確な回答を出していただきたい。

それと、教育施設というのは、幼稚園も入るわけですよ。今特に予算のときも言わせてもらいましたが、非常に少ない幼稚園が複数あるんですけども、そこらの点も含めて協議していただきたい。

また、幼保一元化ということもよくうたわれておる中であって、やはりそこらも改善、改革という形で議論していただきたいと思うんですけども、そこらの点どうなんでしょう。

○木曾弘美委員長　　教育部長。

○教育部長（奥村智司）　　先ほどちょっと抜けておりましたが、この組織の中には、もちろん幼稚園の関係の方も入っていただいておりますので、そこら辺も含めて議論していただきたいと、このように考えております。

○木曾弘美委員長　　長船委員。

○長船吉博委員　　部長、ご存じかどうかは知らないけれども、民主党は幼保一元化を必ず実行いたしますというふうなことを公約の中にもうたっていますので、ぜひとも実現していただくようお願いして終わります。

○木曾弘美委員長　　ほかに質疑ございませんか。
出田委員。

○出田裕重委員　　17ページの旅行者満足度調査、これについてまず説明をお願いいたします。

○木曾弘美委員長　　産業振興部長。

○産業振興部長（神田一彦）　　これは昨今、社会情勢の変化、また経済情勢の変化によりまして、観光業界もかなり影響を受けております。そのような中で、去年はガソリンの高騰、また世界的不況というようなことで、入り込み客が減少したというような状況がございます。

本年度になって、DCとかまた高速料金の低減化ということで、入り込みを期待してお

ったんですが、そのやさきにインフルエンザというようなことがございまして、またマイナス要因ができてきております。また今後も社会情勢の変化によって、観光客の入り込みが左右されるというようなこともございます。また、秋以降にインフルエンザの感染というような問題も出てくるかもわかりません。

そういう中で、淡路に来た観光客に淡路に来てどうだったかというような満足度、またどういうことを希望しておるかというようなことを調査いたしまして、あとのリピーターの増大、また観光施設へのフィードバックを行いまして、最終的には観光客の増大を図っていくというようなことを調査する事業でございます。

○木曾弘美委員長 出田委員。

○出田裕重委員 委託ということなんですけれども、これは淡路島全体の話であってほしいと思っているんですが、ほかの洲本市、淡路市も含めての話なのか。どこに委託をされるつもりなのか。

○木曾弘美委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（神田一彦） これは今のところ南あわじ市だけでございます。委託先は南あわじ市の観光協会ということで、観光協会へ委託をして、観光協会内でそういう調査をする人員を配置するというようなことでございます。

○木曾弘美委員長 出田委員。

○出田裕重委員 淡路島全体でやるのかなと思っていたんですけれども、具体的に満足されましたかとか、どうでしたかとかという調査であれば、そんな寂しいこともないし、結構な金額も出ていますし、ちょっと南あわじ市だけでやるのはどうなのかなと疑問に感じるんですけれども、その辺部長はどう思われますか。

○木曾弘美委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（神田一彦） 今ちょうど観光圏の関係で、観光協会も島内一本化というような動きも出ております。まだ、調整段階でございまして、その辺の状況もございまして、観光協会、または観光連盟、いろんな団体が島内にはございます。その中で、まずは市の観光協会ですらう調査を行って、協会とかそういう統合の方は、また別に話は進めたいと考えております。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 17ページのバイオマスについて伺います。

先ほど燃料費の価格の変動の話があったんですけども、今廃食用油で燃費を節減しておると思うんですけども、どれぐらいの金額が節約されておるのでしょうか。

○木曾弘美委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） これについて、昨年度のタマネギですけれども、これは結構雨が降って、その分タマネギに泥がついていたと。今までそのタマネギのむいた皮に廃食油を散布しておりました。それで燃料の軽減ということをやっておりましたけれども、昨年度はそういう泥がついて、そこに廃食油を散布するというようなことで、泥とその廃食油が固まりまして、コールドター状になったというようなことも苦い経験がございまして、今回はそうでなしにもっと改善しようということで考えております。

今現在は、その散布をやめておまして、今度考えておりますのは、ボイラーでお湯を沸かして、そのお湯をタマネギに直接かけることによって、脱水率を上げようというような計画でなっております。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 お湯をタマネギにかけて脱水率を上げるということですか。

○木曾弘美委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） お湯をかけることによってやわらかくなると、それを絞っていくんだというようなことです。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうすると、今それぞれの分庁舎とかで廃食用油を集めておるわけですけども、その辺は今後とも継続して、あるいはもっと量が集まるような方法でやっていくということで間違いないですか。

○木曾弘美委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） はい、今までの散布から、今度お湯の方向に変わると
いうことです。集まったやつは利用していきたいというように思っております。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 先ほどから議論があったように、分担金についてきちんともらえるよ
うな条件が整った以上は、きちんとはもらわないといけないというのは、大前提だと
いうことは指摘しておきたいと思うんですけれども、もう1点、バイオマス構想全体の中
で、実績が上がっていないというのも事実だと思うんですが、当然、農協さんが薄皮を自
分のところの処理をして、それ以上の量を焼却場に持ち込んでいるわけなんですけれど、バ
イオマスの構想の中では、当然、農協の薄皮というのは全部が排出されるバイオマス次元
としてカウントされておると思うので、それを自分のところで処理する以上の量が焼却へ
持ち込まれるというのは、どうもバイオマスタウン構想の趣旨から言っておかしい。そこ
は改善されるべきだと思うんですけれども、そういう意思はないんですか。

○木曾弘美委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） まず、今5施設ある中におきまして、鬼皮、タマネギ
の皮を専用に取り扱う施設というのは、倭文JAの分しかございません。

あとの部分につきまして、じゃ鬼皮を持ち込めば、あとの残りの4施設においては処理
はできません。今その倭文の計画量でございますけれども、年間に計画が確か31トンだ
と思います。実質、実績から言ったら35、6トン进行处理しておりますので、計画以上の
処理を実績としては、いっぱい処理をしているというような状態です。

ですから、今現在、焼却場に持ち込まれているものを他の施設には、今の現状からいっ
たら受け入れ的には不可能というようなことでございます。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 この5基を一体的に指定管理で管理されておるということは、やはり
そこも融通をつけるとか、検討しないといけないのではないかとということが1点と、民間
のものについても、6,000トンのところが半分ぐらいしか可動していないということ
であれば、そっちへ持ち込むということも可能だと思うので、焼却するということは、バ
イオマスのサイクルから外れるというふうに思うので、サイクルの中に戻すべきだと。

それと、商協さんの薄皮については、持ち込み禁止になっておるわけで、そこら辺の対

応も含めてバイオマス資源としてのサイクルというのをきちんとしないと、一部は焼却場で燃やしてもいいというのは、バイオマスタウン構想自体の根幹をゆがめていると思うんですけれども。

○木曾弘美委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 今のご指摘の中で、焼却場に持ち込まれておる分については、民間の方と一度また協議して、処理可能であれば当然そちらの方に移行できるようにちょっと考えさせていただきたいと思います。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 実際には、薄皮の農協で35トン処理したとしても、焼却場には70トンから80トン持ち込まれているというふうに聞いておりますので、それはやはり焼却場に持ち込んでも、トン1万5,000円近くかかっているはずなので、そこはやはり合理的に考えても民間に持ち込むべきか、あるいは指定管理で管理しておる単価の方をもう1基振り向けるとかというふうなことをしないとおかしいというふうに思います。

それと、先ほど来の改修工事とかですけれども、指定管理のほかの施設もあって、大規模改修のときは、やはり公設民営みたいな形であれば、そういう大規模改修とかについては、公の方で経費を負担するという事は問題ないと思うんですけれども、そこら辺は協定とかの中にはうたわれておったんですか。

○木曾弘美委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 工事の当初の負担割合については、施設によってはそういうふうに確約しておりました。

しかし、動向についての云々については、何ら確約等はしていません。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 いろんな焼却施設等でも大規模改修だと、そういうふうにある程度の金額以上は市の方で負担するとかというような取り決めがあると思うので、仮に今後、この施設を協定に基づいて運営する以上は、そういう部分もきちんとしておかないと、違法に支出したというか、何かそういうふうに見られるのはかなわんと思いますので、そういう点もはっきりさせておいてほしいというふうに思います。いかがですか。

○木曾弘美委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） これについては、私どももきっちり可動しますので、したときには向こうとの協定の中できっちりとしていきたいと思っております。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 松くい虫の防除が、委託料がなくなって方法が変わったということだと思わんですけれども、これはどういうことなんですか。

○木曾弘美委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（木場 徹） 当初、松くい虫に関しましては、航空防除682ヘクタールを計画しておったんですが、見直しによりまして、約100ヘクタール減ってございます。ですから、その分委託料が470万円減っております。

それから、松くい虫樹幹注入委託事業ということで、300万円程度今回上げさせていただいておりますが、これは1本1本松の受精が衰えた松に対しまして注射をしていく、薬を入れるということで、1本大体3,000円程度で約980本を予定しております。その補正でございます。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 ページが15ページ、子育て応援特別手当について、昨年度は第2子で3万6,000円の支給があったわけなんですけれども、今回は第1子から3万6,000円の手当てを支給するというのでこの4,608万円の予算が上がっていると思わんですけれども、これについてのさっき民主党が新たに施策を出したときにどうなるかということで、地域子育て創生事業補助金が危ぶまれているということだったんですけれども、これとはまた関係ないんでしょうか。

○木曾弘美委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） これは21年度版ということで、15年の4月2日から18年の4月1日生まれの子供がいる世帯主の住民基本台帳なり、外国人登録票上の世帯主に対して対象となる子供に一人3万6,000円を払うということは、年度当初での段

階で決定しておりますので、既にその作業を進めていくために、今回計上させていただいているということでございます。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 今さら途中でこれは凍結しますと言われた場合に、本当にこれを楽しみにしている子育て世帯にとっては大変な問題になりますので、予算どおり執行をお願いしたいと思います。

それと、もう1点、ちょっと話は変わりますが、敬老会のことについてちょっとお聞きしたいんですけども、後にしましょうか、はい。では終わっておきます。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑ございませんか。
原口委員。

○原口育大委員 16ページの一般廃棄物収集運搬業務受託審査というのがあるんですけども、それはどんなことを審査するのでしょうか。

○木曾弘美委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（堀川雅清） これは来年の3月31日に一般廃棄物のごみ処理の関係ですけれども、今の5地区、緑、三原、南淡、志知、西淡、この5地区が、一応契約が3月で切れますので、これの受託承認申請を民間の人を入れて審査するという委員報酬でございます。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうしたら、その下のリサイクルセンター周辺整備工事というのは、どういった内容の整備をされるのでしょうか。

○木曾弘美委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（堀川雅清） 周辺整備工事につきましては、成相川の法裾の排水路トラブルでございます。これの135メートルを施工します。

それと、リサイクルセンターの団地約1,000平米を簡易補そうをします。それと、中央リサイクルセンター内で植栽工事の三つの内訳でございます。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうしたら、ちょっと変わるんですけども、21ページの教育費で学力向上プロジェクトというのがあるんですけども、これと直接関係するかどうかはわかりませんが、先で行われた一斉テストの成績というのは、どのような傾向であったのか。

○木曾弘美委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） これにつきましては、今現在、国が公表しておりますのは、兵庫県の位置づけみたいなものが公表されておまして、そこまで程度しか公表できませんが、それでよろしいでしょうか、申しわけございません。

兵庫県でいきますと、例えば国語のA、小学6年生ですけども、全国平均が69.9ポイント、兵庫県が70.7ポイント、それで国語のBが50.5で、兵庫県が50.9、算数のAが全国は78.7で、兵庫県が79.2、算数のBが54.8で、兵庫県が54.8と。次、中3の国語Aが全国は77.0で、兵庫県が77.2、国語Bが全国が74.5で、兵庫県が74.0、数学Aが全国は62.7、兵庫県が64.7、次に数学Bが全国は56.9で、兵庫県が57.9というようなことで、兵庫県につきましては、全国よりも若干ちょっと平均よりも高いところでないかというようなことを感じております。

以上です。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうしたら、今後、南あわじ市のものについても集計が返ってきて、これと比較する機会というのはまだあるわけですか。

○木曾弘美委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） この公表につきましては、取り決めがございまして、今私が申し上げた程度が公表の取り扱いになってございまして、これより細分の公表につきましては、今のところ公表すべきものでないというような取り扱いになってございます。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑ございませんか。
武田委員。

○武田昌起委員 ページ17ページの農地費の中で、地域農地の水環境保全対策費で5万6,000円上がっています。これが、もうあと余りないと思うんですけども、何年まででしたか。

○木曾弘美委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（木場 徹） あとことしを入れて3年でございます。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 あと3年もあるということなんですけれども、この年間の経費は幾らでしたか。

○木曾弘美委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（木場 徹） 3,010万円でございます。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 年間3,010万円ということなんですけれども、これが部落によって清掃していったりする場所がかなり格差があるわけなんです。私のところの場合は、山とかという県の指定の文化財のところを掃除したりするようにしておったんですけども、ことしはそれを省いて、別のところの川の掃除とか、そんなので変えてしまったんですけども、こういったことで年間の最初循環の水環境ということで指定しておいた場所を年々変えていくということは、これはよろしいんでしょうか。

○木曾弘美委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（木場 徹） これはあくまでも地区で話し合いの結果、場所の指定をしておりますので、それには事務局として相談に乗って実施しておりますので、農振地域であれば問題ないと思うんですけども。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 景観保全ということで、段々畑の畦畔の草刈とか、そういうふうなものも入れているところもありますし、ため池の土手の草刈とかというところもあります。こういったことで、本当に楽な簡単に済ませるような清掃作業も同じように経費を払っているし、また重労働を要するようなかなか危険地域を伐採とかそんなのでやる場合もあります。

こういったことで、かなり地域差があるように感じるわけなんですけれども、一律に1時間当たり何ぼということで経費を出しているところがあると思うんですけれども、こんなので、これがあと3年でなくなった場合に、その後、どういうふうな手だてをつけていくのか。それとも、これはもうこれでないですよということで打ち切ってしまうのか。そこら辺をちょっとお聞きします。

○木曾弘美委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（木場 徹） 3年後はちょっとわかりません。どういう格好になるかわかりませんので、今即答はできかねます。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 最後にお聞きします。

環境保全ということで、守っていかなければいけないとは思っておりますけれども、河川の草刈なんかも絶対やっていかなければならないと思います。河川は県の管轄になっていきますけれども、その土手刈りとか、そんなのが結構土手も河川には入りますけれども、それ以外のところ、市が管理している河川があります。そういうふうなところの土手刈りなんかも今3年のうちには、これが水環境の保全の対象に、ちょっと静かにしてくれます。何か問題点あります。そういったことで思っていますけれども、水環境保全の対策を改めてまた市としても考えていただきたいと思っております。

以上です。

○木曾弘美委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（木場 徹） 市もします、できるだけ積極的に考えていきたいと考えております。どうかよろしく願いいたします。

○木曾弘美委員長 長船委員。

○長船吉博委員 17ページ、緊急雇用対策委託料、旅行者満足度調査事業、これほどこへ委託するんですか。

○木曾弘美委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（神田一彦） 先ほどもちょっとお答えしたんですが、南あわじ市の観光協会へ委託する事業でございます。

○木曾弘美委員長 長船委員。

○長船吉博委員 そうか、さっき言いよったな。この満足度というのは、非常に十人十色、いろいろあると思うんですけれども、非常に難しい調査だと思うんですね。本当にこれが今後、この南あわじ市にリピーターとして来てくれる十分な満足していただいている調査としては、非常に大切だと思うんですけれども、この方策が非常に難しいと思うんですけれども、この方策等については協議されたんでしょうか。

○木曾弘美委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（神田一彦） 大枠については協議しておりますが、詳細については今からというところでございます。

こういう調査をなぜしなければいけないかと言いますと、高速道路の低減化になって、淡路を通り越してしまって、すぐ香川県のうどんを食べに行ったというような事実があります。そんな中で、できるだけ通り過ぎずに淡路に下りてもらいたいというようなことを考えておりますが、旅行者がどのような考えで通り過ぎたのか、また下りた人については、淡路に下りたのかというようなところを検証する必要があるんじゃないかなというようなことを考えまして、こういう調査を行うことにいたしております。

○木曾弘美委員長 長船委員。

○長船吉博委員 調査の方法なんですけれども、一番簡単なのはアンケート調査だと思います。でも、やはり満足度ということになると、大事なのは聞き取り調査じゃないかと私は思います。きのうもちょっと中央道、それから名神を走ってきまして、各サービスエリア満タンです。本当に、もう車を停める場もなく、それで中央道をちょうど小牧に来る手前で8キロぐらいの渋滞だったかな。それから、草津からも10キロの渋滞、そんな状況の中で、やはりこれだけ高速道路を安くしたということは効いていると思います。

ですから、それだけ人が出ているということなので、そこら辺をできたらサービスエリア満タンです。本当に、食堂とか売店とかも必死みたいなんですけれども、そこらで聞き取り調査等が必要ではないかなと思うんですけれども、今後またその点を観光連盟、観光協会等を含めて考えていただきたいなというふうに思います。いかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（神田一彦） その辺も含めまして、今後、観光協会と詳細について詰めていきたいと考えております。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 給与費明細の24ページ、特殊勤務手当になるんですけれども、これがどういうものなんでしょうか。

○木曾弘美委員長 総務部長。

○総務部長（南 幸正） 特殊勤務手当には、保健師の手当とか保育士の手当て、また塵埃作業従事手当等いろいろもろもろございます。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 初任給調整手当というのはどういう手当ですか。

○木曾弘美委員長 総務部長。

○総務部長（南 幸正） 医師職の関係でございます。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 これだけ支給するという事は、増額せないかんから支給するという事ですか。医師職に調整手当が出ているというのは、初任給調整手当というのは。

○木曾弘美委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康）　　今まで医師の資格を持って若くしてお越しになる先生なんかであれば、そういった調整はいらないわけですがけれども、南あわじ市の場合は年齢の高い先生方に来ていただいて、診療所の業務に携わっていただいているというような状況もありますので、その初任給そのものが来たところの場所で一から初任給というふうなところになりますと、非常に報酬そのものも変わってまいりますし、そういった意味で初任給の調整をさせていただくという形での分でございます。

○木曾弘美委員長　　原口委員。

○原口育大委員　　そうしたら、ちょっとこれも教えてほしいんですけども、新規採用で大卒の人をもしとったときに、初任給は同じ試験を受けて初給職で入ってくると思うんですけども、初任給は違うように思うんですけども、その調整とかというのは同等ではないんですか。

○木曾弘美委員長　　総務部長。

○総務部長（南 幸正）　　そうではございません。

○木曾弘美委員長　　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木曾弘美委員長　　質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木曾弘美委員長　　異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第67号、平成21年度南あわじ市一般会計補正予算（第3号）について、原案どおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○木曾弘美委員長　　挙手多数でございます。

よって、議案第67号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の途中であります。昼食のため暫時休憩といたします。
再開は午後 1 時といたします。

(休憩 午前 11 時 55 分)

(再開 午後 1 時 00 分)

② 議案第72号 財産の無償貸付について

○木曾弘美委員長 再開いたします。

議案第72号、財産の無償貸付についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
財務部長。

○財務部長（岡田昌史） ただいま上程いただきました議案第72号、財産の無償貸付について、提案理由のご説明を申し上げます。

普通財産の無償貸付については、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。貸付する財産は南あわじ市阿万吹上町字水谷1472番6及び同1472番2-3、合わせまして2360平方メートルのうち610平方メートルの山林を貸し付けるものでございます。

貸付の相手方は、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、関西テレビ放送株式会社、読売テレビ放送株式会社の在阪民法4社であります。

現在、同所にはアナログテレビジョン放送中継設備が設置されております。これは、昭和60年3月25日付で南淡町から民放4社へテレビジョン難視聴地域解消のための中継社の建設を要望し、経費の一部を負担して設置されたものでございます。建設用地については、無償貸与として現在にいたっております。

今般、在阪民放4社から平成23年7月24日をもって、アナログ放送が終了されることに伴い、同所内に設置済みの中継用アンテナ設備等をデジタル放送用に変更し、非常用発電設備等を増設する旨の申請がありました。これは、当初の施設設置目的を継承するための施設改良として許可し、引き続き普通財産を無償で貸付することにつきまして、議会の同意を求めるものでございます。

議案第72号につきまして、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○木曾弘美委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

武田委員。

○武田昌起委員　　これで地デジになってここの位置でアンテナの放送受信が妨げられる
ということはないのでしょうか。

○木曾弘美委員長　　管財課長。

○管財課長（堤　省司）　　現在、同所にはアナログ放送設備として、ここにアンテナが
立っております。そのアンテナの塔の放送するアンテナのすぐ下にデジタル放送用のアン
テナを設置するものでございます。

受信可能な範囲といたしましては、現在、民放5社が放送しておりますアナログ波とほ
ぼ同様の受信区域でデジタル放送が受信可能というふうなことで説明を受けております。
なお、電波の性質上、一部谷あい等でデジタルが受信できない地域も発生するというふう
に聞いております。

以上でございます。

○木曾弘美委員長　　武田委員。

○武田昌起委員　　ということは、受信できないところについては、ケーブルで受信が可
能ということでしょうか。

○木曾弘美委員長　　管財課長。

○管財課長（堤　省司）　　委員おっしゃるとおりでございます。

○木曾弘美委員長　　長船委員。

○長船吉博委員　　ケーブルテレビを始めたときに加入申し込みするのに、今後アナログ
ではテレビは見られませんよと、デジタルの電波が届きませんよと、だからケーブルテレ
ビにというようなことを言いよったように思うんですけども、このアンテナを引くこと
によって別にケーブルテレビにつながなくても、デジタル機能があれば見れるわけですよ
ね。

○木曾弘美委員長　　総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） ケーブルテレビの整備の説明会においては、デジタル放送については見れないというような説明はしておりません。見れない地域が多く出る可能性があるという話をしてきたつもりでございます。デジタル放送については、通常のアナログ波と違って周波数の短い電波でありますので、遮へい障害と言いまして、山があつたり家があつたり非常に見れないというようなところがあります。

そういったことで、先ほど管財課長が言われたように、大体の地域では映るというところがございますが、遮へいによって、山陰等にある家については全く映らないところがございます。アナログであれば映りが悪くても見れるんですが、デジタル波に付いてはブロックノイズが入り、完全にテレビの受信ができないという世帯が出てまいります。

それと、ケーブルテレビについては、ご承知のようにテレビの難視聴対策もあるわけですが、地域の情報であつたり、行政の情報であつたり、そういったことを各家庭に流すと、またほかの告知放送等の拡張的なサービスができるというような幅広い拡張サービスを可能としております。

それと、テレビは家庭で見ただけのものではなくなってきておりまして、ワンセグ放送であつたり、船舶であつたり、車両放送、ここらについてもテレビを受信できるように、中継局の改修というのは必要であろうと、そのように考えております。

以上です。

○木曾弘美委員長 長船委員。

○長船吉博委員 中継基地は大切だというのはわかっております。このケーブルテレビに加入促進のときに、この民放4社がここに吹上のこの地域に中継基地を設置したいというような意向は前もってなかったのか、あつたのか、そこら辺をお聞かせください。

○木曾弘美委員長 総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） 整備の方針を立てたのは、平成17年度でございまして、そのときには2011年までに順次改修はしていくといった中で、どこを何年に改修するというまでの計画は出ておりませんでした。順次やるというような発表はされておりました。ただ、市内にテレビ中継局、大規模局として淡路三原局、それと重要局として今上がっています南淡局、あと小規模局の沼島局、それからミニサテであります牛内と丸山、ここらにそれぞれ中継局がありますが、小規模局並びにサテライト局については、もう改修しないという国の方針が出ております。

以上です。

○木曾弘美委員長 長船委員。

○長船吉博委員 このケーブルテレビ接続のときに、やはり説明は見れない地域が多いというふうに言ったかもわかりませんが、僕は聞いていないんですけども、やはり高齢者の方々は今度テレビ映らないと、ケーブルつながないとテレビが見れないという思い込みがあって、そういうふうなことになったと思うんですけども、それはそれでケーブル事業ですから、この事業は黒字にならない。また市民の負担等もふえてきますし、これはいいとして、民放4社で、僕は阪神タイガースファンでサンテレビをよく見るんですけども、これは民放には入っていないんです。

○木曾弘美委員長 総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） NHKの2波と広域民放であるサンテレビについては、もう既に用地等は取得してやっております、それにへばりつける形で民放4局、四国放送、テレビ大阪は含めませんが、4局が今回改修をしようとしているところです。サンテレビについては、来年の3月の予定でデジタル化される予定で聞いております。

○木曾弘美委員長 出田委員。

○出田裕重委員 ちょっと関連になっていくんですけども、既に地デジのアンテナを設置されて待たれている人が、僕の周辺にもおられるんですけども、この今回の議案の土地で共用開始というのは、時期はもう決まっているんですか。

○木曾弘美委員長 総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） 国のロードマップでは、今年度中、来年の3月という予定で私どもは聞いております。

○木曾弘美委員長 出田委員。

○出田裕重委員 その際になんですけども、行政がやるべきかどうかはよくわからないんですけども、デジタル放送が先ほどの話と関連してくると、ケーブルテレビなしでも見れますみたいなそんな告知はしないでしょうけれども、民放はこういうことは、もう南あわじ市内でも見れますよというような告知をするんですか。行政としては何もしない

ですか。

○木曾弘美委員長 総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） デジタル放送化につきましては、国策として実施されておるところでございます。淡路三原局の改修をされたときも、国の総務省当たりの発表もされておりますし、恐らく総務省の発表はあろうかと思えます。市のホームページでも市としての淡路三原局の改修、淡路三原局の場合は民放4波は改修されませんでした、NHKとサンテレビについては、改修された旨の発表はさせていただいたところです。

○木曾弘美委員長 出田委員。

○出田裕重委員 結局、こういう制度が変わって行って、仕組みが変わっていくときは、電機屋さんとかが直接お客さんに何月から見れるよとかというのは、多分やっていくと思うんですけども、何かうわさ話うわさ話みたいな感じで、徐々に皆さん知っていくというのが通例だと思うので、市としてももう少し親切心で告知をしていただいた方が、僕はいと思うんですけども。

○木曾弘美委員長 総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） 電機店につきましては、南あわじ市の場合は、ケーブルテレビの宅内工事を進めてまいりましたので、130社、何回も講習をやっておりまして、その中で地デジ改修の予定等は説明をさせていただいております。

また、広報等でも、今までも何度もなくやっているところでもありますので、当然2011年7月24日のアナログ停波に向けて、それぞれの関空の電波障害対策等もありますし、そのほかのお年寄りの世帯等でアナログ放送が映らないというような啓発は、当然、積極的にPRすべきものと考えております。

○木曾弘美委員長 ほかに、島田委員。

○島田貞洋委員 昭和60年に南淡町時代に難視聴解消のために誘致をしたというか、そういうふうな説明だったんですが、現在、ほかの私有財産の貸付のところで、例えば携帯電話のアンテナとかそういうもので料金をとっておる、使用料をとっておるといふこととの整合というか、その辺をちょっと教えていただきたいんですが。

○木曾弘美委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） ご質問の携帯電話の設置にかかる行政財産の使用料につきましては、建物設備につける場合は、年額10万円ということで単価を行政財産の使用料として定めております。

一方、現在のこの施設につきましては、普通財産に設置する放送設備でございます。これにつきましては、普通財産を無償で貸し付ける。これが有償でありますと、今回この議会の議案には上がってきません。普通財産の貸付につきまして、料金をいただくというふうな格好になってございますが、これは昭和60年3月の考え方を継承して無償で貸付するというために、今回この議案に普通財産を無償で貸し付けるために、議会の提案をさせていただいたものでございます。

○木曾弘美委員長 島田委員。

○島田貞洋委員 ということは、本来、普通財産だったら売却も可能なような財産なはずですよ。そうだけれども、市民のためだから無償で貸し付けるんだと、南淡町時代の考え方を継承したということで、もう売る気はない、無償でいくんだという提案ですが、この今までついておる土地はどうなるんですか。610平方メートルふえるんですか。

○木曾弘美委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 610平方メートルにつきましては、現在、無償で貸し付けております面積が610平米でございます。現在、無償でございます。それをこのたび地デジ化に伴います施設の改修がございます。それに伴って、今回新たに無償で貸し付ける議案を提案させていただいておるというふうなものでございます。

○木曾弘美委員長 島田委員。

○島田貞洋委員 先ほど話のあったアナログの装置の下につけるということは、同じものにくっつけるということですか。

○木曾弘美委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） そのとおりでございます。

鉄塔のタワーを現在組んでおりますが、そのタワーの上にポールが立っております。

そのポールの先端部分が、アナログ波の送信アンテナ、そのすぐ下にデジタル波の送信アンテナを取りつけるというふうな計画と聞いております。

○木曾弘美委員長 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○木曾弘美委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第72号、財産の無償貸付について原案どおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○木曾弘美委員長 挙手多数でございます。

よって、議案第72号は原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託をされました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。9月18日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよいでしょうか。

(「委員長、副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○木曾弘美委員長 次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付の「閉会中調査事件申し出の一覧表」のとおり議長に申し出してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 異議がございませんので、議長に申し出することにいたします。

3. その他

○木曾弘美委員長 次に、その他に入ります。

所管内で何かございませんか。

武田委員。

○武田昌起委員 所管内ですか、この市の総合的企画調整についてでちょっとご質問をします。

この敬老という形でこの広報紙に出ているんですけども、7月号に金婚夫妻を表彰しますということで、対象がことしの場合、昭和35年中に婚姻届を提出した市内在住のご夫婦ということで載っているんですけども、私はある人からご相談を受けたのが、この昨年に金婚に達した方なんですけれども、去年通知も何もなかったので知らなかったということで、ご相談があったんですけども、こういったことについて、市としては一切金婚については、通知なり何なりのことを対象の方に通達しておられるのでしょうか。

○木曾弘美委員長 総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） 所管外でございますが、広報に載ったのは神戸新聞の主催によります金婚式のご案内だろうと思います。

それで、旧町からもそうでありまして、新市になってからも金婚を迎えられる方については、戸籍謄本を添えられて直接神戸新聞の方に申し込んでいただくというようなことになっておりますので、案内等はやっていないはずでございます。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 これは7月号の分については、神戸新聞とかというのは一切書いていなんです。窓口は総合窓口センターや出張所、連絡所、支所に備えつけの申込書に戸籍謄本を添えて提出してくださいというようになっているんです。これは、どこがやっているのかというと、長寿福祉課が連絡窓口の電話番号も書いてあるんです。総務では全然関知はしていないのでしょうか。

○木曾弘美委員長 総務部長。

○総務部長（南 幸正） その件について、私どもの方は聞いていませんので、ただ広報に載っただけですので、今担当部の者もおりませんので、後ほどお教えしたいと思います。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 総合窓口が結局は受付するようになっていきますでしょう。ということは、総合窓口の方も知っておらないといけないことでしょう。

○木曾弘美委員長 三原総合窓口センター所長。

○三原総合窓口センター所長（榎本芳史） 受付事務は総合窓口センターで行っております。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 ということは、総合窓口センターも知っているということなので、総務が知らないということはおかしな話でございますので。

○木曾弘美委員長 三原総合窓口センター所長。

○三原総合窓口センター所長（榎本芳史） 受付はしておりますけれども、対象者の把握はしていません。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 ということは、対象者の把握はしていないということは、対象者がそれぞれに各個人で申し込みをしないといけないということですね。ということは、その方々が、例えば満年齢で勘定するか、数えで勘定するかによって1年の誤差が出てきますね。これによって、本人が申請するんだけど、ことしこの35年ということをして35年中に結婚をした方が申し込みするんだけど、勘違いで自分は34年だったと、また、これが36年だったというように勘違いしておいた場合に、前後の1年で要するに長寿福祉課の方は、一切私のところは去年これはこの年度中に結婚した方は、ことしはもう受け付けませんというように言っているわけなんですよ。

○木曾弘美委員長 西淡総合窓口センター所長。

○西淡総合窓口センター所長（濱田勝美） 今、議員言われたことは、私どもはそういう実例は、いわゆる申請は基本的には関係者の方ですけれども、そういう実例はございまして、去年34年に結婚した人があって来た場合はということで、戸籍謄本をつけていったということがあるんですけれども、基本的にはそれはもうできませんというような関係本課の方針でございます。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 その辺で、そういうふうには実質聞いたら、一線を引いているわけなんです。けれども、税金の場合とか年金からの徴収だと、何にも通達もしなくても勝手に引いてしまふよというように、それぞれの方は思っているわけです。何で一生に1回だけの50周年という大きな節目に対して、自分がことしだと思っておったのが、去年にもう済んでおったと。それで、申し込みしに行ったけれども、一切受け付けてくれなかったというようにやはり思うわけですね。そんなので、こういうふうなことが事前に何らかの形で、もっと頻繁に出していきなり何なりの広報をしっかりとさせていただかなかったら、これは1年に1回だけ出しているわけです。市会の議員投票日だったら2回も3回も広報紙に出しているわけですね。毎月のように出しているわけです。

こういったことで、本当に金婚式というのは結婚してから50年ですから、70歳まわっているわけです。75も80もなる人が金婚式になるわけですよ。ということは、本当にはっきりと結婚した日を、自分なりに勘定してしっかりと覚えているかどうかというのが、まず一つあるんです。そういうふうな人にも、あなたのところは何年に結婚したんですよということ、そういうふうなことを伝えてあげるといのが、一つの大きな広報の伝達の場になるわけです。PRのね。そういうことで、金婚式に出たくないという人はそれはもう結構なんですけれども、やはりそれを楽しみにしておった人が通達も何もなかったし、自治会の方からも何も通達がなかったということで、せっかく50年を楽しみにしておったのにということが、一つ問題視あるわけなので、これは早急に市としても、そういうふうな年寄りの一つのイベントを無視しないようお願いしたいなと思います。そこら辺で、総務の方はどう考えていますでしょうか。

○木曾弘美委員長 総務部長。

○総務部長（南 幸正） 先ほども所長の言われました受付等の事務については、担当

部の方から総窓に一応連絡会等を開いて頼む件については、毎月1回打ち合わせをしていますので、そのときの事項だと思います。

ただ、今武田委員さんが言われている件については、総務部の担当でございませんので、広報等についての記事等は担当部からの依頼事項になりますので、私どもはそこまで立ち入ったことはしていませんので、そう言われる趣旨はよくわかるんですけども、また今後、担当部の方に今言われたことは言うておきます。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 最後にして終わりますけれども、本当に敬老会というのは、年に1回の楽しみにしている方がたくさんいらっしゃいます。この9月の分にも敬老会を開催しますとか、敬老祝い金をお送りしますとかとあって、その都度、敬老に関しての告知はしているんですけども、特に金婚夫婦については、毎年のように過ぎてから何組か言って来られるということを聞いておりますので、私は今回1件だけだったんですけども、去年度も2件かそこらあったというように聞いていますから、これはやはりそういうふうなことを楽しみにされている敬老の方がいらっしゃるということを、もう少し市の方も真摯に受けとめていただいて、こういうふうなものは事前にしっかりと調べて、通知は出してあげるべきかなと私は思いますので、この点よろしくお願い申し上げます。

以上で終わっておきます。

○木曾弘美委員長 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時28分)

(再開 午後 1時31分)

○木曾弘美委員長 その他、所管内外でほかに質問はございませんか。

執行部から報告事項ございませんか。

ないようですので、以上で付託案件の審査が終了いたしました。執行部の皆さんは、本日もお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時32分)

(再開 午後 1時33分)

○木曾弘美委員長 請願第4号の採択による発委を行う意見書の内容及び提出先について検討をお願いいたします。

取り調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書及び提出先の案が提出されていますので、参考にして検討願います。

長船委員。

○長船吉博委員 案をもとに委員長、副委員長で作成してもらって一任したいんですけども。

○木曾弘美委員長 そうしたら、そのようにさせていただきます。

それでよろしいですか。長時間にわたりお疲れさまでした。

閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

(閉会 午後 1時34分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成21年 9月14日

南あわじ市議会総務常任委員会

委員長 木 曾 弘 美